

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
学校法人女子美術大学一般事業主行動計画

本学園は、教職員が仕事と子育てや介護等の両立など、ワークライフバランスのとれた働きやすい環境を整備すること、及び性別にかかわらず、教職員一人ひとりがその能力を十分に発揮して、安心して働くことのできる環境を整備することを目的として、次世代育成支援対策推進法、及び女性活躍推進法に基づき、以下の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日（1 年間）

※女性活躍推進法の期限までの期間とする。

2. 計画内容

目標 1 出産・育児・介護等制度の周知・利用促進を図る。

対策

- ・各種子育て制度や介護制度について周知の方法や頻度の見直しにより周知を強化する。
- ・相談員の増員などにより相談窓口体制を強化する。

目標 2 教職員の所定外労働時間を削減する。

数値目標：所定外労働時間を計画期間始期の属する年度の前年度実績比で 10%削減する。

対策

- ・業務のマニュアル化等により効率化や平準化を推進する。
- ・業務の複数担当制や部署間協力体制を強化する。

目標 3 性別等による差別やハラスメントが生じない職場環境を整備する。

数値目標：性別等によるハラスメント事案ゼロを維持する。

対策

- ・採用計画、採用選考、人事評価、配置や昇任等において、性別を理由とした不当な取り扱いを行わない。
- ・ハラスメント研修などを通して、具体的な事例の学習や潜在リスクを共有するなど、教職員の啓発を行う。

以 上